（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係るなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）

第十八条　［略］

［略］	［略］	［略］
第九十七条第一項第四号	四　払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号	四　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ　支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨 ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係るなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）

第十八条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第九十七条第一項第四号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号

［略］	［略］	［略］
第百十四条の四十二第二項第三号	三　払渡郵便局又は金融機関を変更するとき　新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地及び名称を記載した書類	三　払渡郵便局又は金融機関を変更するとき（次号に掲げる事由に該当したときを除く。）　新たな払渡郵便局又は金融機関の所在地及び名称を記載した書類 三の二　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとするとき　新たな払

［同上］	［同上］	［同上］
［項を加える。］		